

熊谷市 市政宅配講座 利用ガイドライン

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、熊谷市市政宅配講座は、次の項目をよくお読みになった上でご利用ください。

1 適用期間

令和2年6月15日（月）から当面の間

2 会場

- (1) 利用する会場の感染防止策と利用方法（利用ガイドライン等）に従ってください。
- (2) 参加者同士の間隔は約2メートル以上を確保してください。
- (3) 参加人数の上限は、会場の定員のおおむね2分の1の人数としてください。
- (4) 参加者が対面で受講することがないレイアウトにしてください。
※横並びにするなどの工夫をお願いします。
- (5) 講座開始前後には、ドアノブや手すり、椅子や机など、参加者が触れる場所の消毒を行ってください。
- (6) 換気を1時間に1回以上、2か所を開け、定期的に行ってください。

3 参加者

- (1) 次に挙げる症状がある場合は参加を自粛してください。
 - ・ 当日の検温において発熱（平熱より1度以上）がある場合
 - ・ せき、喉の痛みなど、風邪の症状がある場合
 - ・ だるさ、息苦しさがある場合
 - ・ 嗅覚や味覚に異常がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方が、同居家族や身近な人にいる場合
 - ・ 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がある場合、または該当国・地域等に住んでい方と濃厚接触がある場合
- (2) 参加者はマスクを着用し、せきエチケットや手指の消毒を徹底してください。
- (3) 受講中や受講後の会話は控え、受講後はできる限り速やかに退出してく

ださい。

(4) 講座主催者（申込者）は、万が一の際の感染経路把握のため参加者名簿を作成し、講座開催後は保管してください。

また、必要に応じて広報広聴課に提出してください。

(5) 講座参加者で新型コロナウイルス感染症を発症した方が出た場合は、速やかに広報広聴課に報告してください。

4 その他

(1) 申請はできる限り郵送、FAX、または電子申請をご利用ください。

(2) 利用ガイドラインに従えない講座は、開催をご遠慮ください。

お問合せ：熊谷市 広報広聴課

熊谷市役所 本庁舎3階

電 話：048-524-1111

（内線：212）

F A X：048-520-2870